備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十五　陸上自衛隊国分駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県霧島市	国分福島二丁目四番十四号
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県霧島市	国分福島二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県霧島市	国分上小川（次の図面に示す部分に限る。）、国分野口町（次の図面に示す部分に限る。）、国分野口西（次の図面に示す部分に限る。）、国分広瀬一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、国分福島（次の図面に示す部分に限る。）、国分福島一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、国分松木（次の図面に示す部分に限る。）、国分松木町及び隼人町住吉（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十六　陸上自衛隊奄美駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県奄美市	名瀬大字大熊字中畑ケ二百六十六番地四十九
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県奄美市	名瀬大字大熊（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県奄美市	名瀬大字芦花部、名瀬大字有良、名瀬大字大熊及び名瀬大熊町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 次に掲げる点を順次に結んだ線 一　北緯二十八度二十四分四十九秒、東経百二十九度三十分四十四秒の点 二　北緯二十八度二十四分五十三秒、東経百二十九度三十分四十三秒の点 三　北緯二十八度二十五分二十七秒、東経百二十九度三十分五十二秒の点 四　北緯二十八度二十五分三十四秒、東経百二十九度三十一分一秒の点 五　北緯二十八度二十五分三十七秒、東経百二十九度三十一分七秒の点 これらの点を結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百四十七　陸上自衛隊奄美駐屯地瀬戸内分屯地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県大島郡瀬戸内町	大字節子字犬山六百八十四番地二
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県大島郡瀬戸内町	大字節子（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県大島郡瀬戸内町	大字網野子、大字嘉徳及び大字節子（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。